

マイナンバーカードをお持ちの

外国人住民のみなさまへ

ちゅうい くだ
ご注意ください!

ざいりゅう きかん えんちょう おこな ばあい
在留期間の延長を行った場合…

まいなんばーかーど※の
券面記載事項の変更が必要です

(※) プラスチック製のICカードで、写真付きのものです。

⚠️ マイナンバーカードの有効期限が経過するまでに市区町村の窓口で
延長の手続を行わないと、カードは失効してしまいます



マイナンバーカード（希望制、プラスチック製ICカード、写真あり、有効期限あり）

❁ 在留期間の更新許可等により在留できる満了日が変更された場合、その情報はマイナンバーカードには自動的に反映されません。マイナンバーカードを既にお持ちの方はお住まいの市区町村の窓口で手続を行ってください。

❁ 「住所」や在留カード上の「氏名」などを変更した場合も、14日以内に市区町村の窓口でマイナンバーに係る手続を行ってください。

【これからマイナンバーカードを申請する方】

在留期間の更新又は在留資格の変更許可申請を近々予定されている方は、マイナンバーカードの申請は、その結果後（在留できる満了日の変更後）に行ってください。

ふめい てん
ご不明な点はこちらへ

★マイナンバー総合フリーダイヤル（通話料無料）

（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応）

■ マイナンバーカード（盗難・紛失による一時停止を含む）のお問合せは

0120-0178-27

【受付時間】平日9:30～20:00、土日祝日9:30～17:30（年末年始を除く。）

※マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日対応

■ マイナンバー制度のお問合せは

0120-0178-26

★マイナンバー制度に関するホームページ

WEBで

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

モバイル版QRコードはこちら ⇒

英語、中国語、韓国語のほか、計26か国語で案内しています

